

別冊

Defined Contribution

確定拠出年金

商品ガイド

【商品概要】

FFGのiDeCo

当資料は、確定拠出年金法第24条およびその他関係法令に規定する運用の方法に関する情報の提供並びに確定拠出年金法第22条に規定する資産の運用に関する基礎的な資料の提供に資するために、信頼できると判断したデータを基に野村證券が作成したものであり、特定の運用商品の推奨や投資勧誘を目的として作成されたものではなく、その正確性が保証されているものではありません。また、金融商品取引法による開示資料ではありません。当資料の内容は作成日現在の情報に基づいて作成されており、将来変更される可能性があります。当資料中の運用実績に関するグラフ・図表・数値、その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。この資料のいかなる部分も一切の権利は野村證券に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等はできません。

2025年01月21日現在における情報に基づき作成しています。

アライアンス・パースタイン・財産設計 2020

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

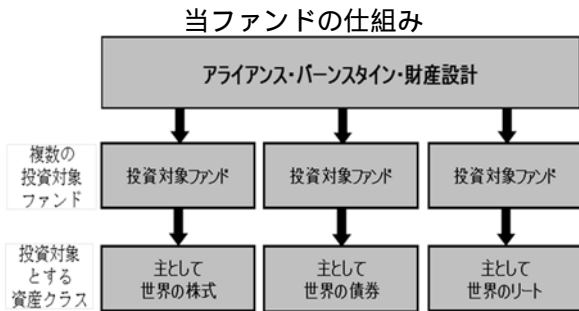
1. 投資方針

2020年を受益者が退職を迎える年(以下、「ターゲット・イヤー」といいます。)と想定し、ターゲット・イヤー以降の退職後資金形成に備えるため時間の経過に従い資産配分を変更し、長期的な値上がり益の獲得、または信託財産の保全とインカム収益獲得によるトータル・リターンを最大化を目指します。

日本株式、海外株式*1、世界の不動産投資信託(リート)*2、日本債券、海外債券、短期金融商品等の資産クラスを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を投資対象とします。当ファンドはファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されます。

*1 海外株式には新興国株式を含みます。

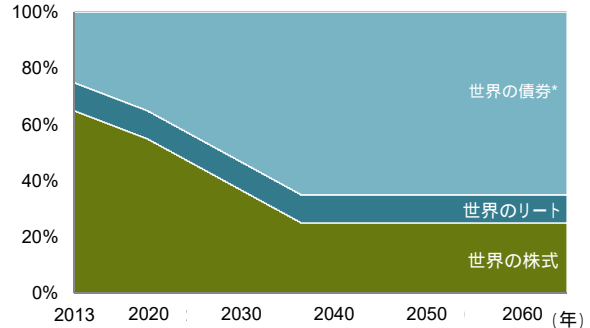
*2 不動産関連株式を含みます。



当ファンドが投資する各投資対象ファンドおよび投資対象ファンドが投資するマザーファンドの名称は「2. 主要投資対象」欄の投資対象ファンド一覧および各投資対象ファンドの投資方針をご覧ください。

当ファンドは、時間の経過に従い純資産総額に対する実質資産配分(以下、「基本資産配分」といいます。)を、成長性を重視する株式高位から、徐々に債券や短期金融商品への配分を高め、2035年を目処に債券と短期金融商品中心の配分へと変更します。

基本資産配分の推移は次のとおりです。



*短期金融商品を含みます。

ただし、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直す場合があります。

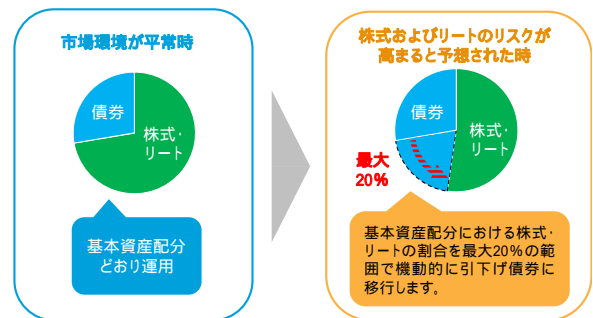
外貨建資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドにおいては、投資目的を追求するため、実質外貨建資産に対して、以下のとおり為替ヘッジを行います。ただし、将来の市場構造の変化等によっては、見直す場合があります。

1. 海外株式：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。
2. 海外債券：実質組入外貨建資産については、原則として100%の為替ヘッジを行います。
3. 世界の不動産投資信託(リート)：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

また、市場環境に応じ、基本資産配分における株式およびリーートの割合を最大20%の範囲で機動的に引下げ債券に移行します。長期的なリターンを損なうことなく極端に大きな損失の発生を抑えることで、ファンド全体のリスクを抑制します。

【下落リスク抑制機能のイメージ】



当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象ファンド一覧

- 【世界の株式】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド(50%ヘッジ)
- 【世界の債券】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド(為替ヘッジあり) - 4
- 【世界のリート】
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

投資対象ファンドは今後変更することがあります。

各投資対象ファンドの投資方針の概要は以下の通りです。

世界の株式

- ・ 主として「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ・ 実質外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時対円で50%の為替ヘッジを基本とし、為替変動リスク低減を目指します。
- ・ M S C I オール・カンントリー・ワールド・インデックス(税引後配当金込 / 50%ヘッジ)を参考指数とします。

世界の債券

- ・ 主として、「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」の受益証券への投資を通じて世界各国の投資適格債に投資します。
- ・ 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ F T S E 世界国債インデックス(含む日本、除く中国、円ヘッジ・円ベース)を参考指数とします。

世界のリート

- ・ 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託および不動産関連株式(リート等)に分散投資することにより、信託財産の成長を目指します。
- ・ 組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。
- ・ FTSE EPRA/NAREIT Developed インデックス(50%ヘッジ)を参考指数とします。

3. 主な投資制限

1. 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
3. 株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

ベンチマークはありません。
各投資対象ファンドの参考指数については、「2. 主要投資対象」欄をご覧ください。

5. 信託設定日

2009年5月29日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託元本が10億円を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくははやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

毎年1月18日(ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

ファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されているため、当ファンドでの信託報酬に加えて、投資対象ファンドにおける信託報酬がかかります。

当ファンドの信託報酬は計算期間により異なります。当ファンドの信託報酬は、計算期間に応じて定められた以下の年率(税込)を純資産総額に対して乗じた額です。

| 計算期間 | 総額 |
|--------------------------|---------|
| 第16期まで (2025年決算日まで) | 0.6985% |
| 第17期以降 (2025年決算日翌日以降) | 0.5885% |

投資対象ファンドの信託報酬を加えた受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、次の通りです。

| 投資対象ファンドの信託報酬 (税込,年率) | 実質的な信託報酬率の概算値 (税込,年率) |
|--------------------------|--------------------------|
| | |

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

| | | |
|--------------------------|--------------------|--------------------|
| 第16期まで (2025年決算日まで) | 0.56% ~ 0.61%程度 | 1.26% ~ 1.31%程度 |
| 第17期以降 (2025年決算日翌日以降) | 0.39% ~ 0.54%程度 | 0.98% ~ 1.13%程度 |

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、当ファンドの実際の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。なお、当ファンドは時間の経過に従い資産配分を変更します。

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替金の利息およびファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産中から支払われます。また、監査費用、受益権の管理事務に係る費用および法定書類費用等は、純資産総額の0.1%を上限として、信託財産から支払うことがあります。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に当たる日には、取得申

込みおよび一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて、購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持分の計算方法

解約価額(基準価額) × 保有口数
基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、主として投資対象ファンドを通じて、株式、債券、不動産投資信託(リート)などの値動きのある金融商品等に投資しますので、実質的に組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2020

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 資産配分リスク

複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、わが国および海外の株式・債券・不動産投資信託（リート）・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

2. 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で、実質組入株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

3. 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

4. 為替変動リスク

実質組入外貨建資産の一部については、為替予約取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。また実質組入外貨建資産に対し為替ヘッジを一部行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

5. 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

6. カントリー・リスク

投資対象金融商品などの発行国の政治・経済・

社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

7. 不動産投資信託（リート）の価格変動リスク

一般に不動産投資信託が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、景気、経済、社会情勢等の変化により変動しますので、組入不動産投資信託の価格変動等により、損失を被る可能性があります。

8. 流動性リスク

投資対象金融商品などの市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく（投資者保護基金の対象でもありません）、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

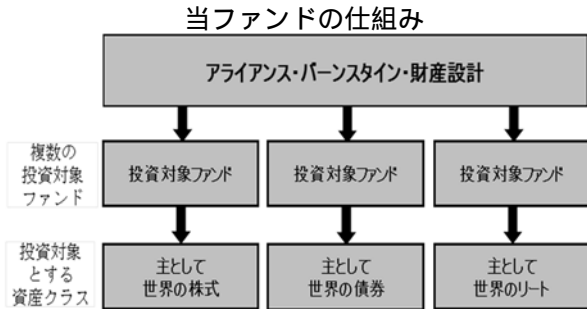
1. 投資方針

2030年を受益者が退職を迎える年(以下、「ターゲット・イヤー」といいます。)と想定し、ターゲット・イヤー以降の退職後資金形成に備えるため時間の経過に従い資産配分を変更し、長期的な値上がり益の獲得、または信託財産の保全とインカム収益獲得によるトータル・リターンを最大化を目指します。

日本株式、海外株式*1、世界の不動産投資信託(リート)*2、日本債券、海外債券、短期金融商品等の資産クラスを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を投資対象とします。当ファンドはファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されます。

*1 海外株式には新興国株式を含みます。

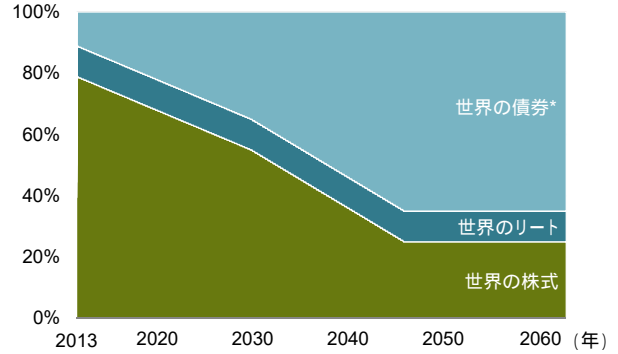
*2 不動産関連株式を含みます。



当ファンドが投資する各投資対象ファンドおよび投資対象ファンドが投資するマザーファンドの名称は「2. 主要投資対象」欄の投資対象ファンド一覧および各投資対象ファンドの投資方針をご覧ください。

当ファンドは、時間の経過に従い純資産総額に対する実質資産配分(以下、「基本資産配分」といいます。)を、成長性を重視する株式高位から、徐々に債券や短期金融商品への配分を高め、2045年を目処に債券と短期金融商品中心の配分へと変更します。

基本資産配分の推移は次のとおりです。



*短期金融商品を含みます。

ただし、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直す場合があります。

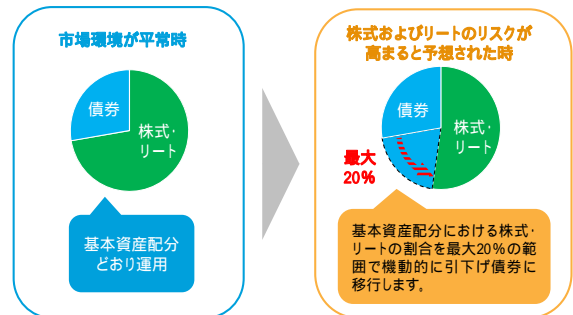
外貨建資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドにおいては、投資目的を追求するため、実質外貨建資産に対して、以下のとおり為替ヘッジを行います。ただし、将来の市場構造の変化等によっては、見直す場合があります。

1. 海外株式：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。
2. 海外債券：実質組入外貨建資産については、原則として100%の為替ヘッジを行います。
3. 世界の不動産投資信託(リート)：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

また、市場環境に応じ、基本資産配分における株式およびリートの割合を最大20%の範囲で機動的に引下げ債券に移行します。長期的なリターンを損なうことなく極端に大きな損失の発生を抑えることで、ファンド全体のリスクを抑制します。

【下落リスク抑制機能のイメージ】



当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象ファンド一覧

- 【世界の株式】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド (50%ヘッジ)
- 【世界の債券】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド (為替ヘッジあり) - 4
- 【世界のリート】
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

投資対象ファンドは今後変更することがあります。

各投資対象ファンドの投資方針の概要は以下の通りです。

世界の株式

- ・ 主として「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリューストック・マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ・ 実質外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時対円で 50%の為替ヘッジを基本とし、為替変動リスク低減を目指します。
- ・ M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス (税引き後配当金込 / 50%ヘッジ) を参考指数とします。

世界の債券

- ・ 主として、「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」の受益証券への投資を通じて世界各国の投資適格債に投資します。
- ・ 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ F T S E 世界国債インデックス (含む日本、除く中国、円ヘッジ・円ベース) を参考指数とします。

世界のリート

- ・ 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託および不動産関連株式 (リート等) に分散投資することにより、信託財産の成長を目指します。
- ・ 組入外貨建資産については、原則として 50%の為替ヘッジを行います。
- ・ FTSE EPRA/NAREIT Developed インデックス (50%ヘッジ) を参考指数とします。

3. 主な投資制限

1. 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

ベンチマークはありません。
各投資対象ファンドの参考指数については、「2. 主要投資対象」欄をご覧ください。

5. 信託設定日

2009年5月29日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

毎年 1 月 18 日 (ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

ファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されているため、当ファンドでの信託報酬に加えて、投資対象ファンドにおける信託報酬がかかります。

当ファンドの信託報酬は計算期間により異なります。当ファンドの信託報酬は、計算期間に応じて定められた以下の年率 (税込) を純資産総額に対して乗じた額です。

| 計算期間 | 総額 |
|--------------------------|---------|
| 第26期まで (2035年決算日まで) | 0.6985% |
| 第27期以降 (2035年決算日翌日以降) | 0.5885% |

投資対象ファンドの信託報酬を加えた受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、次の通りです。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

| | 投資対象ファンドの信託報酬 (税込, 年率) | 実質的な信託報酬率の概算値 (税込, 年率) |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第26期まで (2035年決算日まで) | 0.56% ~ 0.67%程度 | 1.26% ~ 1.36%程度 |
| 第27期以降 (2035年決算日翌日以降) | 0.39% ~ 0.54%程度 | 0.98% ~ 1.13%程度 |

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、当ファンドの実際の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。なお、当ファンドは時間の経過に従い資産配分を変更します。

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替金の利息およびファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産中から支払われます。また、監査費用、受益権の管理事務に係る費用および法定書類費用等は、純資産総額の0.1%を上限として、信託財産から支払うことがあります。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に当たる日には、取得申込みおよび一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて、購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持分の計算方法

解約価額(基準価額) × 保有口数
 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、主として投資対象ファンドを通じて、株式、債券、不動産投資信託(リート)などの値動きのある金融商品等に投資しますので、実

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2030

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

質的に組み入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

1. 資産配分リスク

複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、わが国および海外の株式・債券・不動産投資信託（リート）・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

2. 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で、実質組入株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

3. 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

4. 為替変動リスク

実質組入外貨建資産の一部については、為替予約取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。また実質組入外貨建資産に対し為替ヘッジを一部行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

5. 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあ

ります。

6. カントリー・リスク

投資対象金融商品などの発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

7. 不動産投資信託（リート）の価格変動リスク

一般に不動産投資信託が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、景気、経済、社会情勢等の変化により変動しますので、組入不動産投資信託の価格変動等により、損失を被る可能性があります。

8. 流動性リスク

投資対象金融商品などの市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく（投資者保護基金の対象でもありません。）、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

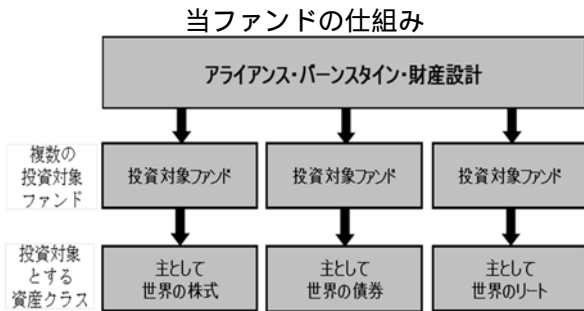
1. 投資方針

2040年を受益者が退職を迎える年(以下、「ターゲット・イヤー」といいます。)と想定し、ターゲット・イヤー以降の退職後資金形成に備えるため時間の経過に従い資産配分を変更し、長期的な値上がり益の獲得、または信託財産の保全とインカム収益獲得によるトータル・リターンを最大化を目指します。

日本株式、海外株式*1、世界の不動産投資信託(リート)*2、日本債券、海外債券、短期金融商品等の資産クラスを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を投資対象とします。当ファンドはファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されます。

*1 海外株式には新興国株式を含みます。

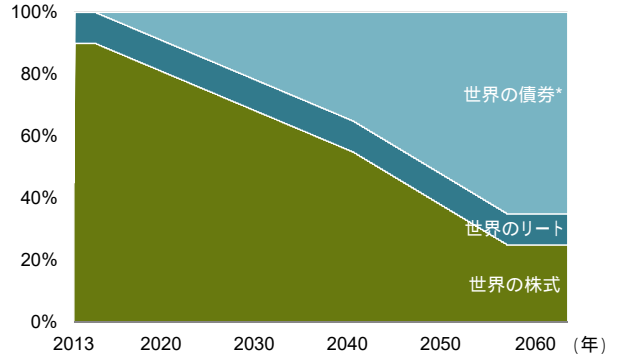
*2 不動産関連株式を含みます。



当ファンドが投資する各投資対象ファンドおよび投資対象ファンドが投資するマザーファンドの名称は「2. 主要投資対象」欄の投資対象ファンド一覧および各投資対象ファンドの投資方針をご覧ください。

当ファンドは、時間の経過に従い純資産総額に対する実質資産配分(以下、「基本資産配分」といいます。)を、成長性を重視する株式高位から、徐々に債券や短期金融商品への配分を高め、2055年を目処に債券と短期金融商品中心の配分へと変更します。

基本資産配分の推移は次のとおりです。



*短期金融商品を含みます。

ただし、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直す場合があります。

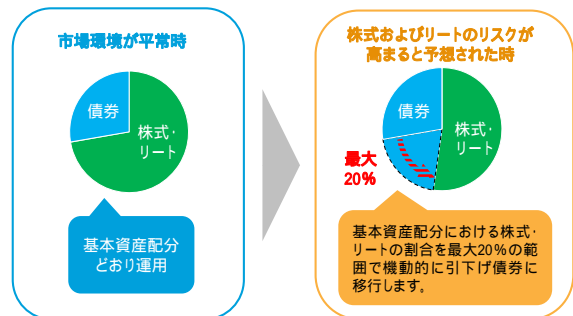
外貨建資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドにおいては、投資目的を追求するため、実質外貨建資産に対して、以下のとおり為替ヘッジを行います。ただし、将来の市場構造の変化等によっては、見直す場合があります。

1. 海外株式：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。
2. 海外債券：実質組入外貨建資産については、原則として100%の為替ヘッジを行います。
3. 世界の不動産投資信託(リート)：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。

資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

また、市場環境に応じ、基本資産配分における株式およびリートの割合を最大20%の範囲で機動的に引下げ債券に移行します。長期的なリターンを損なうことなく極端に大きな損失の発生を抑えることで、ファンド全体のリスクを抑制します。

【下落リスク抑制機能のイメージ】



当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象ファンド一覧

- 【世界の株式】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド (50%ヘッジ)
- 【世界の債券】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド (為替ヘッジあり) - 4
- 【世界のリート】
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

投資対象ファンドは今後変更することがあります。

各投資対象ファンドの投資方針の概要は以下の通りです。

世界の株式

- ・ 主として「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ・ 実質外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時対円で 50%の為替ヘッジを基本とし、為替変動リスク低減を目指します。
- ・ M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス (税引き後配当金込 / 50%ヘッジ) を参考指数とします。

世界の債券

- ・ 主として、「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」の受益証券への投資を通じて世界各国の投資適格債に投資します。
- ・ 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ F T S E 世界国債インデックス (含む日本、除く中国、円ヘッジ・円ベース) を参考指数とします。

世界のリート

- ・ 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託および不動産関連株式 (リート等) に分散投資することにより、信託財産の成長を目指します。
- ・ 組入外貨建資産については、原則として 50%の為替ヘッジを行います。
- ・ FTSE EPRA/NAREIT Developed インデックス (50%ヘッジ) を参考指数とします。

3. 主な投資制限

1. 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

ベンチマークはありません。
各投資対象ファンドの参考指数については、「2. 主要投資対象」欄をご覧ください。

5. 信託設定日

2009年5月29日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

毎年 1 月 18 日 (ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

ファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されているため、当ファンドでの信託報酬に加えて、投資対象ファンドにおける信託報酬がかかります。

当ファンドの信託報酬は計算期間により異なります。当ファンドの信託報酬は、計算期間に応じて定められた以下の年率 (税込) を純資産総額に対して乗じた額です。

| 計算期間 | 総額 |
|--------------------------|---------|
| 第36期まで (2045年決算日まで) | 0.6985% |
| 第37期以降 (2045年決算日翌日以降) | 0.5885% |

投資対象ファンドの信託報酬を加えた受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、次の通りです。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

| | 投資対象ファンドの信託報酬 (税込,年率) | 実質的な信託報酬率の概算値 (税込,年率) |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 第36期まで (2045年決算日まで) | 0.56% ~ 0.70%程度 | 1.26% ~ 1.40%程度 |
| 第37期以降 (2045年決算日翌日以降) | 0.39% ~ 0.54%程度 | 0.98% ~ 1.13%程度 |

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、当ファンドの実際の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。なお、当ファンドは時間の経過に従い資産配分を変更します。

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替金の利息およびファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産中から支払われます。また、監査費用、受益権の管理事務に係る費用および法定書類費用等は、純資産総額の0.1%を上限として、信託財産から支払うことがあります。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に当たる日には、取得申込みおよび一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて、購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持分の計算方法

解約価額(基準価額) × 保有口数
基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、主として投資対象ファンドを通じて、株式、債券、不動産投資信託(リート)などの値動きのある金融商品等に投資しますので、実

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2040

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

質的に組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

1. 資産配分リスク

複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、わが国および海外の株式・債券・不動産投資信託（リート）・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

2. 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で、実質組入株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

3. 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

4. 為替変動リスク

実質組入外貨建資産の一部については、為替予約取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。また実質組入外貨建資産に対し為替ヘッジを一部行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

5. 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあ

ります。

6. カントリー・リスク

投資対象金融商品などの発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が高いこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

7. 不動産投資信託（リート）の価格変動リスク

一般に不動産投資信託が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、景気、経済、社会情勢等の変化により変動しますので、組入不動産投資信託の価格変動等により、損失を被る可能性があります。

8. 流動性リスク

投資対象金融商品などの市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく（投資者保護基金の対象でもありません。）、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

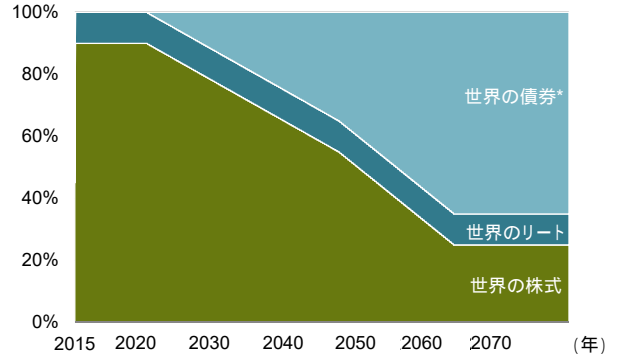
1. 投資方針

2050年を受益者が退職を迎える年(以下、「ターゲット・イヤー」といいます。)と想定し、ターゲット・イヤー以降の退職後資金形成に備えるため時間の経過に従い資産配分を変更し、長期的な値上がり益の獲得、または信託財産の保全とインカム収益獲得によるトータル・リターンを最大化を目指します。

日本株式、海外株式*1、世界の不動産投資信託(リート)*2、日本債券、海外債券、短期金融商品等の資産クラスを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券(以下、「投資対象ファンド」といいます。)を投資対象とします。当ファンドはファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されます。

*1 海外株式には新興国株式を含みます。

*2 不動産関連株式を含みます。



*短期金融商品を含みます。

ただし、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象とする資産クラスまたは投資スタイルを見直す場合があります。

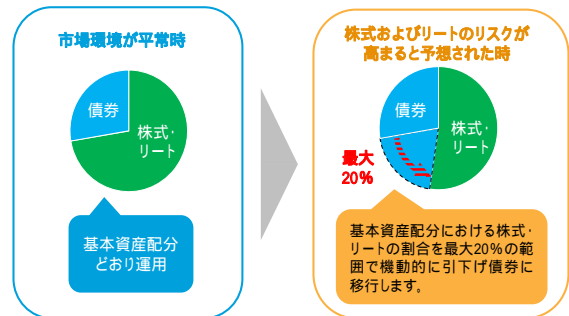
外貨建資産を実質的な投資対象とする投資対象ファンドにおいては、投資目的を追求するため、実質外貨建資産に対して、以下のとおり為替ヘッジを行います。ただし、将来の市場構造の変化等によっては、見直す場合があります。

1. 海外株式：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。
2. 海外債券：実質組入外貨建資産については、原則として100%の為替ヘッジを行います。
3. 世界の不動産投資信託(リート)：実質組入外貨建資産については、原則として50%の為替ヘッジを行います。

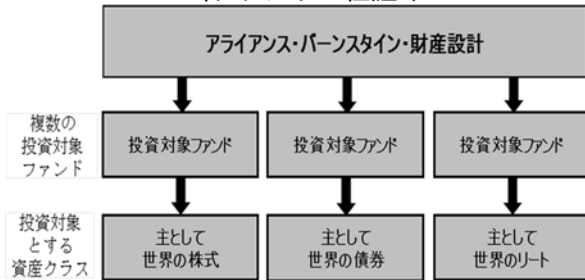
資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

また、市場環境に応じ、基本資産配分における株式およびリートの割合を最大20%の範囲で機動的に引下げ債券に移行します。長期的なリターンを損なうことなく極端に大きな損失の発生を抑えることで、ファンド全体のリスクを抑制します。

【下落リスク抑制機能のイメージ】



当ファンドの仕組み



当ファンドが投資する各投資対象ファンドおよび投資対象ファンドが投資するマザーファンドの名称は「2. 主要投資対象」欄の投資対象ファンド一覧および各投資対象ファンドの投資方針をご覧ください。

当ファンドは、時間の経過に従い純資産総額に対する実質資産配分(以下、「基本資産配分」といいます。)を、成長性を重視する株式高位から、徐々に債券や短期金融商品への配分を高め、2065年を目処に債券と短期金融商品中心の配分へと変更します。

基本資産配分の推移は次のとおりです。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2. 主要投資対象

投資対象ファンド一覧

- 【世界の株式】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル株式ファンド (50%ヘッジ)
- 【世界の債券】
 - ・ 適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・ボンド・ファンド (為替ヘッジあり) - 4
- 【世界のリート】
 - ・ アライアンス・バーンスタイン・グローバル・リート・マザーファンド

投資対象ファンドは今後変更することがあります。

各投資対象ファンドの投資方針の概要は以下の通りです。

世界の株式

- ・ 主として「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バリュー株・マザーファンド」および「アライアンス・バーンスタイン・グローバル・グロース・オポチュニティーズ・マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、日本を含む世界の株式に積極的な運用を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ・ 実質外貨建資産については、他通貨による代替ヘッジも含め、原則として常時対円で 50%の為替ヘッジを基本とし、為替変動リスク低減を目指します。
- ・ M S C I オール・カントリー・ワールド・インデックス (税引き後配当金込 / 50%ヘッジ) を参考指数とします。

世界の債券

- ・ 主として、「アライアンス・バーンスタイン・世界債券マザーファンド」の受益証券への投資を通じて世界各国の投資適格債に投資します。
- ・ 実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ・ F T S E 世界国債インデックス (含む日本、除く中国、円ヘッジ・円ベース) を参考指数とします。

世界のリート

- ・ 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場 (これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託および不動産関連株式 (リート等) に分散投資することにより、信託財産の成長を目指します。
- ・ 組入外貨建資産については、原則として 50%の為替ヘッジを行います。
- ・ FTSE EPRA/NAREIT Developed インデックス (50%ヘッジ) を参考指数とします。

3. 主な投資制限

1. 投資対象ファンドへの投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

ベンチマークはありません。
各投資対象ファンドの参考指数については、「2. 主要投資対象」欄をご覧ください。

5. 信託設定日

2015年10月30日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

信託元本が 10 億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8. 決算日

毎年 1 月 18 日 (ただし、休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

ファンド・オブ・ファンズの仕組みで運用されているため、当ファンドでの信託報酬に加えて、投資対象ファンドにおける信託報酬がかかります。

当ファンドの信託報酬は計算期間により異なります。当ファンドの信託報酬は、計算期間に応じて定められた以下の年率 (税込) を純資産総額に対して乗じた額です。

| 計算期間 | 総額 |
|--|---------|
| 第15期まで (2030年決算日まで) | 0.8635% |
| 第16期から第40期まで (2030年決算日翌日から 2055年決算日まで) | 0.6985% |
| 第41期以降 (2055年決算日翌日以降) | 0.5885% |

投資対象ファンドの信託報酬を加えた受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、次の通

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

りです。

| | 投資対象ファンドの信託報酬 (税込, 年率) | 実質的な信託報酬率の概算値 (税込, 年率) |
|--|---------------------------|---------------------------|
| 第15期まで (2030年決算日まで) | 0.71% ~ 0.73%程度 | 1.57% ~ 1.59%程度 |
| 第16期から第40期まで (2030年決算日翌日から 2055年決算日まで) | 0.56% ~ 0.70%程度 | 1.26% ~ 1.40%程度 |
| 第41期以降 (2055年決算日翌日以降) | 0.39% ~ 0.54%程度 | 0.98% ~ 1.13%程度 |

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、当ファンドの実際的な組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。なお、当ファンドは時間の経過に従い資産配分を変更します。

10. 信託報酬以外のコスト

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替金の利息およびファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産中から支払われます。また、監査費用、受益権の管理事務に係る費用および法定書類費用等は、純資産総額の0.1%を上限として、信託財産から支払うことがあります。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日に当たる日には、取得申込みおよび一部解約の実行の請求を受付けられないものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて、購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

21. 持分の計算方法

解約価額(基準価額) × 保有口数
 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

アライアンス・バーンスタイン株式会社
(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

アライアンス・バーンスタイン・財産設計 2050

投資信託協会分類：追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、主として投資対象ファンドを通じて、株式、債券、不動産投資信託(リート)などの値動きのある金融商品等に投資しますので、実質的に組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

1. 資産配分リスク

複数資産への投資(資産配分)を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいいます。当ファンドでは、わが国および海外の株式・債券・不動産投資信託(リート)・短期金融商品に資産配分を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合には、当ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。

2. 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で、実質組入株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

3. 金利変動リスク

一般に債券価格は金利上昇時に下落、低下時に上昇し、変動リスクは長期債ほど大きくなります。

4. 為替変動リスク

実質組入外貨建資産の一部については、為替予約取引等を用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。対象通貨国と日本の金利差によってはヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。また実質組入外貨建資産に対し為替ヘッジを一部行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

5. 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒

産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

6. カントリー・リスク

投資対象金融商品などの発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

7. 不動産投資信託(リート)の価格変動リスク

一般に不動産投資信託が投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、景気、経済、社会情勢等の変化により変動しますので、組入不動産投資信託の価格変動等により、損失を被る可能性があります。

8. 流動性リスク

投資対象金融商品などの市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対する当該商品の情報提供のために、商品提供機関である委託会社が作成した資料を基にして、運営管理機関が作成したものであり、勧誘を目的とするものではありません。当行で取扱う投資信託は、預金・金融債とは異なり、預金保険の対象ではなく(投資者保護基金の対象でもありません。)、設定・運用を委託会社が行う元本保証のない商品であり、運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。また、投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者に係る信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、当資料は運営管理機関が正確であると判断した情報に基づき提供させていただいておりますが、その情報の確実性あるいは完結性を保証するものではなく、当資料で用いられている数値等も過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

セゾン・グローバルバランスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、主として米国バンガード社が運用する株式と債券のそれぞれのインデックスファンドの中から資産規模、運用実績、コストなどの面から厳選したファンドに分散投資します。具体的な資産配分は運用状況ならびに市場状況に応じて随時変更(増減ならびに入替など)します。
・原則として、為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

米国バンガード社が運用する、有価証券に投資する外国投資証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

・外貨建資産への投資には制限を設けません。
・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
・デリバティブの直接利用は行いません。

4.ベンチマーク

当ファンドの運用方針に適当なベンチマークが存在しないため、市況を記載していません。

5.信託設定日

2007年3月15日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意の上、ファンドを償還することがあります。
・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。

8.決算日

毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額に対して年0.495%(税抜 年0.45%)

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 純資産総額800億円までの部分(税抜) | 年0.238% | 年0.172% | 年0.040% |
| 純資産総額800億円超の部分(税抜) | 年0.244% | 年0.176% | 年0.030% |

上記信託報酬に投資対象ファンドの運用管理費を加えた実質的な信託報酬は、次の通りとなります。

| 実質的な信託報酬 |
|--------------------|
| 年0.56%±0.02%程度(税込) |

(注)ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に係わる監査報酬および当該監査報酬に係わる消費税等相当額は、毎計算期間の6ヶ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに関わる品貸料は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
(注)運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を表示することができません。
(注)受益者が負担する手数料等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なるため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、セゾン投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

セゾン・グローバルバランスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ご解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額

16.収益分配

毎決算時(毎年12月10日、休業日の場合は翌営業日。)に、収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ・当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は、所得税、復興特別所得税および地方税を控除した後、再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所休業日、ニューヨークの銀行休業日およびアイルランドの銀行休業日のいずれかに該当する日は申込の受付を行いません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の購入申込および解約申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入および解約申込を取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資金額を割り込むことがあります。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

20.セーフティネットの有無

当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。

また、当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

(注)解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

セゾン投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

24.基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資金額を割り込むことがあります。運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。

①価格変動リスク

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としております。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

②為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

③カントリーリスク

当ファンドは、外国投資証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

④信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

⑤流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、セゾン投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

たわらノーロード バランス(堅実型)

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 投資態度

①主としてマザーファンド*1*2への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。

*1 各マザーファンドは各資産クラスの代表的な指数(インデックス)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

*2 当ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。(以下を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)<マザーファンド>

国内株式:国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

国内債券:国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国株式*/先進国株式*(ヘッジあり):外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド*3

先進国債券*:外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国債券*(ヘッジあり):為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

新興国株式:エマージング株式パッシブ・マザーファンド

新興国債券:エマージング債券パッシブ・マザーファンド

国内リート:J-REITインデックスファンド・マザーファンド

先進国リート*:外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

*3 先進国株式については、当ファンドにおいてその一部または全部の為替ヘッジを行います。

*先進国株式、先進国債券、先進国リートについては日本を除きます(以下同じ。)

②資産配分が異なる3つのファンドから選択できます。

(堅実型):債券の組み入れ比率を高め、堅実な運用を行います。

<ファンドの基本配分比率>

国内債券36.0%、先進国債券(ヘッジあり)33.0%、先進国債券3.0%、新興国債券8.0%、国内株式4.0%、先進国株式(ヘッジあり)12.0%、先進国株式0.0%、新興国株式1.0%、国内リート2.0%、先進国リート1.0%

③実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

・実質組入外貨建資産のうち、先進国株式および先進国債券※については、その一部または全部につき為替ヘッジを行います。なお、先進国株式においては一部の通貨について委託会社はその通貨と相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。

※先進国債券についての為替ヘッジは、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて行います。

④マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

<参考:マザーファンドの投資態度>

①国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

②国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

③外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

④外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑤為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑥エマージング株式パッシブ・マザーファンド
主として海外の証券取引所に上場している株式(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

⑦エマージング債券パッシブ・マザーファンド
主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

⑧J-REITインデックスファンド・マザーファンド
東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑨外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(*)を主要投資対象とし、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

(*)海外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券とします。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(堅実型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(堅実型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2.主要投資対象

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

特定しておりません。

5.信託設定日

2017/11/8

6.信託期間

無期限

7.償還条項

- 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
 - ・当ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.143%(税抜0.13%)以内

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.05%
販売会社:年率 0.06%
受託会社:年率 0.02%

2025年1月15日現在は、年率0.143%(税抜0.13%)になります。配分は上記の通りです。

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用

・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(堅実型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(堅実型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・香港証券取引所の休業日
- ・韓国取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・フランクフルトの銀行の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・韓国の銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24.基準価額の主な変動要因

1. 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。当ファンドは、公社債、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

2. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

3. 金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

4. 不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク

リーートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(堅実型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(堅実型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

5. 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは一部の実質組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行います。
 為替ヘッジを行わない資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
 為替ヘッジを行う資産については、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

6. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。
 当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

7. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格に影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

8. カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。
 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式・債券や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式・債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課税的な規制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
 ○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

・東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数の指数値ならびに東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウならびに東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

・NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・MSCIロクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

・S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P®、S&P 500®, US 500, The 500, iBoxx®, iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(堅実型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(標準型)

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

1. 基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2. 投資態度

①主としてマザーファンド*1*2への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。

*1 各マザーファンドは各資産クラスの代表的な指数(インデックス)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

*2 当ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。(以下を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)

<マザーファンド>

国内株式: 国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

国内債券: 国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国株式*/先進国株式*(ヘッジあり): 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド*3

先進国債券*: 外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国債券*(ヘッジあり): 為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

新興国株式: エマージング株式パッシブ・マザーファンド

新興国債券: エマージング債券パッシブ・マザーファンド

国内リート: J-REITインデックスファンド・マザーファンド

先進国リート*: 外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

*3 先進国株式については、当ファンドにおいてその一部または全部の為替ヘッジを行います。

*先進国株式、先進国債券、先進国リートについては日本を除きます(以下同じ。)

②資産配分が異なる3つのファンドから選択できます。

(標準型): 債券と株式・リートへバランスよく資産を配分します。

<ファンドの基本配分比率>

国内債券17.0%、先進国債券(ヘッジあり)23.0%、先進国債券4.0%、新興国債券6.0%、国内株式7.0%、先進国株式(ヘッジあり)21.0%、先進国株式6.0%、新興国株式1.0%、国内リート10.0%、先進国リート5.0%

③実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

*実質組入外貨建資産のうち、先進国株式および先進国債券※については、その一部または全部につき為替ヘッジを行います。なお、先進国株式においては一部の通貨について委託会社はその通貨と相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。

※先進国債券については、為替ヘッジは、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて行います。

④マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

<参考:マザーファンドの投資態度>

①国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

②国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

③外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

④外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑤為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑥エマージング株式パッシブ・マザーファンド

主として海外の証券取引所に上場している株式(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

⑦エマージング債券パッシブ・マザーファンド

主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

⑧J-REITインデックスファンド・マザーファンド

東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑨外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(*)を主要投資対象とし、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

(*)海外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券とします。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(標準型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2.主要投資対象

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

特定しておりません。

5.信託設定日

2017/11/8

6.信託期間

無期限

7.償還条項

- 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
 - ・当ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.143%(税抜0.13%)以内

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.05%
販売会社:年率 0.06%
受託会社:年率 0.02%

2025年1月15日現在は、年率0.143%(税抜0.13%)になります。配分は上記の通りです。

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用

・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示しておりません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(標準型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・香港証券取引所の休業日
- ・韓国取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・フランクフルトの銀行の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・韓国の銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24.基準価額の主な変動要因

1. 資産配分リスク

資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。当ファンドは、公社債、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

2. 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

3. 金利変動リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

4. 不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク

リーートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。当ファンドが実質的に投資するリーートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(標準型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

5. 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは一部の実質組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行います。
 為替ヘッジを行わない資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
 為替ヘッジを行う資産については、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

6. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。
 当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

7. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格に影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

8. カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。
 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式・債券や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式・債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
 ○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

・東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数の指数値ならびに東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数にかかる商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウならびに東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数にかかる商標または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

・NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・MSCIロクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

・S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P、S&P 500、US 500、The 500、iBoxx、iTraxxおよびCDXは、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jonesは、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(積極型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1.基本方針

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

2.投資態度

①主としてマザーファンド*1*2への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。

*1 各マザーファンドは各資産クラスの代表的な指数(インデックス)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

*2 当ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。(以下を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)

<マザーファンド>

国内株式:国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

国内債券:国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国株式*/先進国株式*(ヘッジあり):外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド*3

先進国債券*:外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

先進国債券*(ヘッジあり):為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

新興国株式:エマージング株式パッシブ・マザーファンド

新興国債券:エマージング債券パッシブ・マザーファンド

国内リート:J-REITインデックスファンド・マザーファンド

先進国リート*:外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

*3 先進国株式については、当ファンドにおいてその一部または全部の為替ヘッジを行います。

*先進国株式、先進国債券、先進国リートについては日本を除きます(以下同じ。)

②資産配分が異なる3つのファンドから選択できます。

(積極型):株式・リートの組み入れ比率を高め、積極的な運用を行います。

<ファンドの基本配分比率>

国内債券3.0%、先進国債券(ヘッジあり)13.0%、先進国債券1.0%、新興国債券3.0%、国内株式13.0%、先進国株式(ヘッジあり)24.0%、先進国株式16.0%、新興国株式2.0%、国内リート13.0%、先進国リート12.0%

③実質組入外貨建資産の一部について、対円での為替ヘッジを行います。

・実質組入外貨建資産のうち、先進国株式および先進国債券※については、その一部または全部につき為替ヘッジを行います。なお、先進国株式においては一部の通貨について委託会社がその通貨と相関が高いと判断する通貨を用いて、円に対する為替ヘッジを行う「代替ヘッジ」を行うことがあります。

※先進国債券についての為替ヘッジは、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて行います。

④マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

<参考:マザーファンドの投資態度>

①国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている(または採用予定の)銘柄に投資し、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

②国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主としてわが国の公社債に投資し、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

③外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

④外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑤為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジあり)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑥エマージング株式パッシブ・マザーファンド
主として海外の証券取引所に上場している株式(*)に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

(*)DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券及び証書等を含みます。

⑦エマージング債券パッシブ・マザーファンド
主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース、為替ヘッジなし)の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

⑧J-REITインデックスファンド・マザーファンド
東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている(または採用予定の)不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

⑨外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券(*)を主要投資対象とし、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

(*)海外の証券取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券とします。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(積極型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

2.主要投資対象

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、為替フルヘッジ外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、J-REITインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

4.ベンチマーク

特定していません。

5.信託設定日

2017/11/8

6.信託期間

無期限

7.償還条項

- 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。
- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
 - ・当ファンドにおいて受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ・マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃された場合
 - ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.143%(税抜0.13%)以内

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.05%
販売会社:年率 0.06%
受託会社:年率 0.02%

2025年1月15日現在は、年率0.143%(税抜0.13%)になります。配分は上記の通りです。

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・外国での資産の保管等に要する費用

・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等
監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示していません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(積極型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。
※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17.申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・フランクフルト証券取引所の休業日
- ・香港証券取引所の休業日
- ・韓国取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・フランクフルトの銀行の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・韓国の銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19.損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21.持分の計算

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22.委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23.受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

24.基準価額の主な変動要因

1. 資産配分リスク
資産配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等は、基準価額の下落要因となります。
投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。当ファンドは、公社債、株式およびリートに資産配分を行いますが、配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数または全ての資産の価値が同時に下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。
2. 株価変動リスク
投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。
株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や当ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
3. 金利変動リスク
金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。
金利の変動は、公社債等の価格に影響をおよぼします。金利変動は、公社債・株式・リート等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があり、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。
4. 不動産投資信託証券(リート)の価格変動リスク
リートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向、関係法令・規制等の変更等の影響を受けます。また、老朽化・災害等の発生による保有不動産の滅失・損壊等が発生する可能性があります。
当ファンドが実質的に投資するリートの市場価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード バランス(積極型)

一般社団法人投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

5. 為替変動リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
 為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算価格に影響をおよぼします。当ファンドは一部の実質組入外貨建資産について、対円での為替ヘッジを行います。
 為替ヘッジを行わない資産については、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。
 為替ヘッジを行う資産については、為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

6. 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
 有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。
 当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、当ファンドが実質的に投資するリートが収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

7. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
 有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

8. カントリーリスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。
 投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドが実質的に投資を行う株式・債券や通貨の発行者が属する新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式・債券市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課税的税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式・債券市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

<その他の留意点>

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
 ○当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

・東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数の指数値ならびに東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウならびに東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。JPXは、東証株価指数(TOPIX)および東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

・NOMURA-BPI総合の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・MSCIロクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ. P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

・S&P 先進国 REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P、S&P 500、US 500、The 500、iBoxx、iTraxxおよびCDXは、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jonesは、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P 先進国 REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード バランス(積極型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容を説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

野村国内株式インデックスファンド・TOPIX(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象^{*}とします。
^{*}「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社JPX総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

5.信託設定日

2002年10月11日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.154%(税抜年0.14%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜): 委託会社 年 0.07%、受託会社 年 0.02%、
販売会社 年 0.05%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。(原則再投資)分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村国内株式インデックスファンド・TOPIX(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損失はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村リアルグロース・オープン(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・組入銘柄の選定にあたっては、主として個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」により中長期的に高い成長が期待できる企業の株式(成長株)を選別します。さらに、企業の株価水準について、当該企業の成長性を勘案したうえでのバリュエーション評価(割高・割安度合いの評価)等を行ない、ポートフォリオの構築を行ないます。

・株式の実質組入比率は、高位(フルインベストメント)を基本とします。

・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「野村リアルグロース・オープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は行ないません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

Russell/Nomura Total Market Growthインデックスをベンチマークとします。

Russell/Nomura Total Market Growthインデックスは、Russell/Nomura日本株インデックスのスタイル別の指数です。Russell/Nomura Total Marketインデックスは、わが国の全金融商品取引所上場銘柄の全時価総額の98%超をカバーしています。このうち、高PBR銘柄によりRussell/Nomura Total Market Growthインデックスが構成されています。Russell/Nomura日本株インデックスにおける「時価総額」は、安定持ち株控除後の時価総額を指しています。

指数の著作権等について

Russell/Nomura Total Market Growthインデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびフランク・ラッセル・カンパニーに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびフランク・ラッセル・カンパニーは、Russell/Nomura Total Market Growthインデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、Russell/Nomura Total Market Growthインデックスを用いて運用される当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

5.信託設定日

2018年10月31日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年10月29日(休業日の場合は翌営業日)。

9.信託報酬

純資産総額に年 0.935% (税抜年0.85%) の率を乗じて得た額

<内訳(税抜)>

委託会社 年 0.42%、受託会社 年 0.05%、
販売会社 年 0.38%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村リアルグロース・オープン(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

原則、毎年10月29日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。(原則再投資)

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

17. お申込不可日等

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23. 受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24. 基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることが保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

ひふみ年金

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

受益者の長期的な資産形成に貢献するために、円貨での信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、ひふみ投信マザーファンドの受益証券を通じて国内外の株式に投資することにより積極運用を行いません。

2.主要投資対象

国内外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および店頭登録予定を含みます。)に投資するひふみ投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式(新株引受権証券、新株予約権証券、転換社債、転換社債型新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4.ベンチマーク

ありません。

5.信託設定日

2016年10月3日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することがお客様(受益者)のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

8.決算日

毎年9月30日(ただし、9月30日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に対して年0.83600%(税抜 年0.76000%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):

委託会社 年 0.39050%(年 0.35500%)

販売会社 年 0.39050%(年 0.35500%)

受託会社 年 0.05500%(年 0.05000%)

10.信託報酬以外のコスト

[その他費用・手数料]

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(それにかかる消費税等)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用(監査費用)およびそれにかかる消費税等、受託会社の立て替えた立替金の利息など。

監査費用は日々計算されて毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、予めその金額や上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

13.お申込手数料

販売会社が定める料率とします。

14.ご解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

年1回の毎決算時に、原則として、次の方針に基づき分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。ひふみ年金は、分配金再投資専用のため、収益分配金は自動的に再投資されます。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託のお取引は、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じることとなり、基準価額の下落により元本欠損が生じる可能性があります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なります。当資料は作成日における信頼できる情報に基づき作成しておりますが、内容の正確性・完全性を保証するものではなく、また記載されている内容は予告なく変更される場合があります。

ひふみ年金

投資信託協会分類：追加型投信/内外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

当ファンドは、国内外の株式などの値動きのある証券等に投資するため、その基準価額は変動します。したがって、お客様(受益者)の投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。委託会社の運用により生じるこうした基準価額の変動による損益は、すべてお客様(受益者)に帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

レオス・キャピタルワークス株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

[株価変動リスク]

当ファンドは、国内外の株式を組み入れるため、株価変動の影響を大きく受けます。一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内および国外の経済・政治情勢などの影響を受け変動するため、株式の価格が下落した場合には基準価額は下落し、投資元本を割り込むことがあります。

[流動性リスク]

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引が行えない、または取引が不可能となる場合が生じることを流動性リスクといいます。この流動性リスクの存在により、組入銘柄を期待する価格で売却あるいは取得できない可能性があり、この場合、不測の損失を被るリスクがあります。

[信用リスク]

有価証券等の発行者や有価証券の貸付け等における取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想される場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなる、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となるおそれがあります。投資した企業等によりこのような重大な危機が生じた場合には大きな損失が生じるリスクがあります。

[為替変動リスクおよびカントリーリスク]

外貨建資産を組み入れた場合、当該通貨と円との為替変動の影響を受け、損失が生じることがあります。また、当該国・地域の政治・経済情勢や株式を発行している企業の業績、市場の需給等、さまざまな要因を反映して、有価証券等の価格が大きく変動するリスクがあります。

[資産の流出によるリスク]

一時に多額の解約があった場合には、資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際に当該売却注文が市場価格に影響を与えること等により、当ファンドの基準価額が低下し、損失を被るリスクがあります。

投資対象とする「ひふみ投信マザーファンド」において、当ファンド以外のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

その他の留意点

市場の急変時等には、前記の投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。換金性が制限される場合があります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託のお取引は、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じることとなり、基準価額の下落により元本欠損が生じる可能性があります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、預金等や保険契約とは異なります。当資料は作成日における信頼できる情報に基づき作成しておりますが、内容の正確性・完全性を保証するものではなく、また記載されている内容は予告なく変更される場合があります。

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

・NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。「実質的な主要投資対象」とは、「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・外貨建資産への投資は行いません。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

5.信託設定日

2002年7月25日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年3月31日(ただし、3月31日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.132%(税抜年0.12%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜)：委託会社 年 0.05%、受託会社 年 0.02%、販売会社 年 0.05%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません

16.収益分配

原則、毎年3月31日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。(原則再投資)

分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・外国の株式を実質的な主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

・株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

外国の株式を実質的な主要投資対象とします。
「実質的な主要投資対象」とは、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)
・MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。
・MSCI-KOKUSAI指数は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。

「MSCI-KOKUSAI指数」は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

5.信託設定日

2002年2月22日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年3月31日
(ただし、3月31日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.09889%(税抜年0.0899%)の率を乗じて得た額

内訳(税抜):委託会社 年 0.0259%、受託会社 年 0.014%、
販売会社 年 0.05%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
・外貨建資産の保管等に要する費用
・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
・ファンドに関する租税等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年3月31日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。(原則再投資)
分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、お申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合には、取得申込・解約請求ができません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

セゾン資産形成の達人ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、投資対象ファンドを通じて主として世界の株式に幅広く分散投資します。
 ・ファンド・オブ・ファンズ方式を採用し、①企業分析をしっかりと行っていること②長期的な視点で運用されていること③手数料が適正なことという選定条件に合う投資先ファンドによりポートフォリオを構築しています。
 ※具体的な資産配分は運用状況ならびに市場状況に応じて随時変更(増減ならびに入替など)します。
 ・原則として、為替ヘッジは行いません。

2.主要投資対象

世界の各地域に強みを持ち、安全性や長期的な収益力を基準に選別投資を行う国内外の運用会社のファンドを投資対象とします。

3.主な投資制限

・外貨建資産への投資には制限を設けません。
 ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。投資信託証券ならびに短期金融資産以外の有価証券への直接投資は行いません。
 ・デリバティブの直接利用は行いません。

4.ベンチマーク

当ファンドの運用方針に適切なベンチマークが存在しないため、市況を記載していません。

5.信託設定日

2007年3月15日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意の上、ファンドを償還することがあります。
 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。
 このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則としてファンドを償還させます。

8.決算日

毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

信託財産の純資産総額に対して年0.572%(税抜 年0.52%)

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 純資産総額800億円までの部分(税抜) | 年0.280% | 年0.200% | 年0.040% |
| 純資産総額800億円超の部分(税抜) | 年0.286% | 年0.204% | 年0.030% |

上記信託報酬に投資対象ファンドの運用管理費を加えた実質的な信託報酬は、次の通りとなります。

| 実質的な信託報酬 |
|-------------------|
| 年1.34%±0.2%程度(税込) |

(注)ファンドが投資対象とする投資信託証券における信託報酬を加味した実質的な負担額の概算値です。各投資信託証券への投資比率、各投資信託証券の運用管理費用の料率の変更等により変動します。

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に係わる監査報酬および当該監査報酬に係わる消費税等相当額は、毎計算期間の6ヶ月終了日、および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
 ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに関わる品貸料は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
 (注)運用状況等により変動するため、事前に料率、上限等を表示することができません。
 (注)受益者が負担する手数料等の合計額については、申込金額や保有期間等に応じて異なるため、表示することができません。

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入申込受付日の翌々営業日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご解約申込受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、セゾン投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

セゾン資産形成の達人ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

15. 信託財産留保額

ご解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.1%の率を乗じた額

16. 収益分配

毎決算時(毎年12月10日、休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ・当ファンドは、分配金再投資専用とします。収益分配金は、所得税、復興特別所得税および地方税を控除した後、再投資されます。

17. お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所休業日、ニューヨークの銀行休業日、アイルランドの銀行休業日のいずれかに該当する日は申込の受付を行いません。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の購入申込および解約申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた購入および解約申込を取り消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資金額を割り込むことがあります。運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。

20. セーフティーネットの有無

当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険機構、貯金保険機構、および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通じて購入していない場合には、投資者保護基金の対象となりません。

また、当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

(注)解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

セゾン投信株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)

23. 受託会社

野村信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資金額を割り込むことがあります。運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。

① 価格変動リスク

当ファンドは、株式や公社債を実質的な主要投資対象としております。一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受けます。

② 為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

③ カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国・地域の政治・経済および社会情勢等の変化により市場に大きな混乱が生じた場合、その影響を受け損失を被るリスクがあります。

④ 信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とする有価証券等またはその取引に係る信用リスクを伴います。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。

⑤ 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式、公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■当資料は、セゾン投信株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

DCニッセイ新興国株式インデックス

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

- (1) 主として、ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンドを通じて、実質的に新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます)に投資することにより、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
- (2) 上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。
- (3) 株式の実質組入比率の維持のために株価指数先物取引等を活用することがあります。
- (4) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (5) 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 主要投資対象

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド
(マザーファンドは、新興国の株式等(DR(預託証券)を含みます)を主要投資対象とします。)

3. 主な投資制限

- (1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- (2) 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券等を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4. ベンチマーク

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

5. 信託設定日

2018年12月19日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (1) 受益権の口数が10億口を下回っている場合
- (2) この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- (3) やむを得ない事情が発生したとき

8. 決算日

毎年11月20日(ただし休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

純資産総額に対して年率0.275%(税抜0.25%)を乗じた額
内訳(税抜):
委託会社 年率0.115%
受託会社 年率0.020%
販売会社 年率0.115%

10. 信託報酬以外のコスト

監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。

17. お申込不可日等

次のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、香港取引決済所、香港の銀行
- ・金融商品取引所の取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態の発生による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等)があるときには、購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DCニッセイ新興国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、保険契約、金融機関の預金とは異なり、保険契約者保護機構、預金保険の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

(信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理・計算等を行います。)

24. 基準価額の主な変動要因等

ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動することを目標に運用しますので、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

(1) 株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。

(2) 為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

(3) カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。

(4) 流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

新興国の株式投資に関しては、以下の事項にご留意ください。金融商品取引所の取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます)、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態の発生()による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等)があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受け付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。

()金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

ストックコネクト()を通じた取引に関しては、以下の事項にご留意ください。

ファンドは中国A株への投資に際し、ストックコネクト(上海・香港相互株式取引制度および深セン・香港相互株式取引制度)を通じて行う場合があります。ストックコネクトを通じた投資は、取引や決済に関する特有の制限等で意図した取引等ができない場合、取引等に特有の費用が課される場合、ストックコネクトにおける取引停止や中国本土市場と香港市場の休業日の違いにより、中国本土市場の急変あるいは株価の大幅な変動時に対応できない場合等には、ファンドの基準価額とMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)との動きが一致しない要因となることがあります。なお、ストックコネクトでは、大きな制度変更が行われる可能性があります。

()ストックコネクトとは、ファンドを含む外国の投資家が、上海証券取引所および深セン証券取引所の中国A株を香港の証券会社を通じて売買することができる制度です。なお、中国A株とは、主な投資家として中国居住者を想定しているものですが、一定の条件のもとでファンドを含む外国の投資家にも投資が認められています。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

DCニッセイ新興国株式インデックス

投資信託協会分類:追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当する必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。

これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスについて
同指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、世界の新興国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関係政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

・外国の公社債を実質的な主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
 ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
 ・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

外国の公社債を実質的な主要投資対象^{*}とします。
^{*}「実質的な主要投資対象」とは、「外国債券マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

・株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 ・デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

5.信託設定日

2002年11月8日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年5月10日(ただし、5月10日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年0.154%(税抜年0.14%)の率を乗じて得た額
 内訳(税抜):委託会社 年 0.06%、受託会社 年 0.02%、
 販売会社 年 0.06%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
 ・外貨建資産の保管等に要する費用
 ・有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用
 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
 ・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年5月10日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。(原則再投資)委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村外国債券インデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被る場合があります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注:基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行いません。)

23.受託会社

野村信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行いません。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

DCダイワ新興国債券インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
ハ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額およびマザーファンドの受益証券の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ニ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

・**ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの投資方針**
イ. 主として、新興国通貨建ての債券に投資し、投資成果をJPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
ロ. 運用の効率化をはかるため、債券先物取引等や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産の組入総額ならびに外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

2.主要投資対象

ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドの受益証券
ダイワ新興国債券インデックス・マザーファンドは、新興国通貨建ての債券を主要投資対象とします。

3.主な投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使等により取得したものに限りません。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)

5.信託設定日

2010年7月6日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

8.決算日

毎年7月5日(休業日の場合翌営業日)

9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.374%(税抜0.34%)
内訳: 委託会社 年率0.121%(税抜0.11%)
販売会社 年率0.22%(税抜0.20%)
受託会社 年率0.033%(税抜0.03%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。
委託会社: ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価
販売会社: 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社: 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。
()「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >
信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

DCダイワ新興国債券インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

毎年7月5日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は自動的に再投資されます。

17.お申込不可日等

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークまたはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日には、受益権の取得および換金の申込みの受付は行ないません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

解約価額 × 保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理を行ないます)

24.基準価額の主な変動要因等

< 価額変動リスク >

当ファンドは、公社債など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいませよう、よろしく願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

債券先物取引の利用に伴うリスク

債券先物の価格は、金利の動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します(売建てている場合は逆の結果となります。)

外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定めた条件(時期、金額、為替レート等)で外貨の売買を行なう契約のことをいいます。買予約(外貨を買う契約)を行なっている場合、当該外貨の為替レートが円安方向に変動すれば収益が発生し、円高方向に変動すれば損失が発生します(売予約を行なっている場合は逆の結果となります。)

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。また、取引の相手方の債務不履行により損失が発生することがあり、この場合基準価額が下落する要因となります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

DCダイワ新興国債券インデックスファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

なお、当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円換算)の動きに連動させる投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れるとは限らないこと
 - ・債券の組入比率が100%でないこと
 - ・基準価額の算出に使用する債券の評価価格と、指数の算出に使用される債券の評価価格が異なること
 - ・基準価額の算出に使用する為替レートと、指数の算出に使用される為替レートが異なること
 - ・運用管理費用(信託報酬)や税金等の負担
- 新興国においては、先進国と比較して、ファンドが負担する税金、売買に伴う費用(取引執行コストなど)が高くなる傾向があります。
- ・追加設定および解約に対応した債券の約定価格と指数の算出に使用される価格が異なること
 - ・債券先物取引等を利用した場合、先物価格と債券価格の値動きが異なること
 - ・債券および債券先物取引等の最低取引単位の影響
 - ・債券または債券先物取引等の流動性が低下した場合における売買対応の影響
 - ・指数の構成銘柄の変更による影響

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J. P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J. P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J. P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

野村J-REITファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 国内 / 不動産投信

当ファンドは特化型運用を行いません

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

J-REITへの投資にあたっては、個別銘柄の流動性、収益性・成長性等を勘案して選定したJ-REITに分散投資を行ない、高水準の配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指して運用します。

・個別銘柄の流動性・収益性等の判断に基づき、市場ウェイトに対してオーバー・ウェイト/アンダー・ウェイト等を決定し、ポートフォリオを構築します。

J-REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

2.主要投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されているREIT(不動産投資信託証券)('J-REIT¹')といえます。)を実質的な主要投資対象²とします。

1 一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。

2 '実質的な主要投資対象'とは、「J-REITマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ・デリバティブの直接利用は行ないません。
- ・マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

4.ベンチマーク

なし
(東証REIT指数(配当込み)を参考指数としています。)

5.信託設定日

2005年4月11日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

8.決算日

原則、毎年1月6日(ただし、1月6日が休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

純資産総額に年1.045%(税抜年0.95%)の率を乗じて得た額
<内訳(税抜)> 委託会社 年0.48%、受託会社 年0.04%、
販売会社 年0.43%

10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

11.お申込単位

1円以上1円単位

12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13.お申込手数料

ありません。

14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15.信託財産留保額

ありません。

16.収益分配

原則、毎年1月6日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。(原則再投資) 分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定するものとします。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められている「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当ファンドが実質的に投資対象とするJ-REIT市場の中には、寄与度(市場の時価総額に占める割合)が10%を超える、もしくはを超える可能性が高い銘柄(支配的な銘柄)が存在すると考えられます。実質的な投資が支配的な銘柄に集中することが想定されますので、当該支配的な銘柄の発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

野村J-REITファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類:追加型投信 / 国内 / 不動産投信

本商品は元本確保型の商品ではありません

17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されません。

ファンドの実質的な投資対象候補銘柄には、寄与度が高い銘柄、または寄与度が高くなる可能性のある銘柄が存在すると考えられます。そのため、当ファンドは信用リスクを適正に管理する目的で一般社団法人投資信託協会が定める「信用リスク集中回避のための投資制限」における「特化型運用」を行なうファンドに該当します。当該制限に従って「特化型運用」を行なうにあたり、特定の発行体が発行する銘柄に集中して実質的に投資することがありますので、個別の投資対象銘柄の発行体の経営破綻や経営・財務状況の悪化等による影響を大きく受ける可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期末決算日の基準価額と比べて下落することになります。

19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21.持分の計算方法

基準価額 × 保有口数

注: 基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

23.受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託者: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

たわらノーロード 先進国リート

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

1. 基本方針
S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 投資態度
・外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界各国の不動産投資信託証券に実質的に投資します。
・実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。

※S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)への連動性を高めるため、有価証券先物取引等を活用する場合があります。

※マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。

(参考)「外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド」の投資方針

1. 基本方針
この投資信託は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

2. 投資態度
①主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
②不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
③外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。

3. 主な投資制限
①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③株式への直接投資は行いません。
④同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。

2.主要投資対象

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
(マザーファンドは、日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。)

3.主な投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
不動産投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。

4.ベンチマーク

S&P先進国REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)

※S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これの使用ライセンスがアセットマネジメントOne株式会社(以下「アセットマネジメントOne」)に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJIに付与されており、アセットマネジメントOneにより一定の目的でサブライセンスされています。本商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

5.信託設定日

2015/12/18

6.信託期間

無期限

7.償還条項

次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。

- ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合
- ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・対象インデックスが改廃された場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

8.決算日

毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.297%(税抜0.27%)以内

内訳(税抜)

委託会社:年率 0.125%

販売会社:年率 0.125%

受託会社:年率 0.020%

2025年1月15日現在は、年率0.297%(税抜0.27%)になります。
配分は上記の通りです。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード 先進国リート」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード 先進国リート

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。

- ・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 外国での資産の保管等に要する費用
- ・ 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等

監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※上場不動産投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(リート)の費用は表示していません。

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

※収益分配金は自動的に全額再投資されます。

17. 申込不可日

以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ロンドン証券取引所の休業日
- ・ オーストラリア証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日
- ・ ロンドンの銀行の休業日
- ・ オーストラリアの銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

21. 持分の計算

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

アセットマネジメントOne株式会社
(ファンドの運用の指図を行う者)

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード 先進国リート」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

たわらノーロード 先進国リート

一般社団法人投資信託協会分類: 追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因

1. リートの価格変動リスク

リーートの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
リーートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。
当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

2. 為替リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

3. 金利リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となります。
一般的に金利が上昇するとリーートの価格は下落します。当ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

4. 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

5. 信用リスク

投資するリーートの発行者の経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。
当ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、リーートの価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてS&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)に連動する投資成果をめざして運用を行いますが、当該インデックス採用全銘柄を組入れない場合があること、資金流出入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。
- 当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「たわらノーロード 先進国リート」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、債券、株式、不動産投資信託証券(リート)など値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

福岡銀行自由満期型定期預金

本商品は元本確保型の商品です

1. 基本的性格

自動継続定期預金です。最長預入期間5年を経過した時点で自動継続されます。

2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者等。(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります)

3. 預入期間

最長5年

4. 商品提供金融機関

福岡銀行

5. 約定金利の決定方法

約定金利は原則として毎月見直し、毎月第一月曜日(休日の場合は翌営業日)から、新利率を適用します。なお新利率は適用開始日の前営業日に決定します。(但し、金利情勢の変化に伴い月中に変更する場合があります。)

6. 適用金利

預入日の預入期間<下記8段階>に応じた金利が、解約日(一部解約の場合は一部解約日)または最長預入期間(5年)経過日まで適用されます。(預入期間が1ヶ月未満での解約の場合は、解約時の普通預金金利が適用されます。)

| 預入期間 |
|------------|
| 1ヶ月以上3ヶ月未満 |
| 3ヶ月以上6ヶ月未満 |
| 6ヶ月以上1年未満 |
| 1年以上2年未満 |
| 2年以上3年未満 |
| 3年以上4年未満 |
| 4年以上5年未満 |
| 5年 |

7. 利払方法

最長預入期間(5年)経過日に一括して付利し、利息を元本に組入れて継続いたします。

8. 利息の計算方法

6ヶ月複利の方法により計算します。(1年を365日とする日割計算。)
付利単位は1円です。

9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度上、利息は課税されません。

10. 最長預入期間(5年)経過時の取り扱い

最長預入期間(5年)経過日に利息を元本に組入れて自動継続いたします。

11. 解約の取り扱い

最長預入期間(5年)経過前に解約される場合の利息は、預入期間(預入日から解約日の前日まで)に応じた預入日の適用金利により計算し、元本とともに支払われます。(ただし、最長預入期間経過日の2営業日前の午前10時以降最長預入期間経過日までお受け付けできません。)

12. 一部解約の取り扱い

この預金については元本の一部について解約の取り扱いができます。(ただし、最長預入期間経過日の2営業日前の午前10時以降最長預入期間経過日までお受け付けできません。)

- ①一部解約をする場合、その利息は預入期間(預入日から一部解約日の前日まで)に応じた預入日の適用金利により計算し、解約元本とともに支払われます。
- ②一部解約後の残金については、それまでの預入期間が継続されます。

13. お申込単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

14. 手数料

本定期預金のお預入れ・ご解約等に関して手数料はかかりません。

15. 持分の計算方法

本商品の加入者等毎の持分についての計算は元本によるものとします。なお加入者等の個人別持分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

■本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者等の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当商品を勧誘する目的で作成したものではありません。
 ■本資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。
 ■本商品は、預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護される、元本確保型の商品です。

福岡銀行自由満期型定期預金

本商品は元本確保型の商品です

16. セーフティーネットの有無

・本商品は預金保険制度の対象です。同制度の概要は下記の通りです

○当座預金等の利息のつかない預金（※1）が全額、それ以外の定期預金等（※2）については、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息等が保護の対象となります。

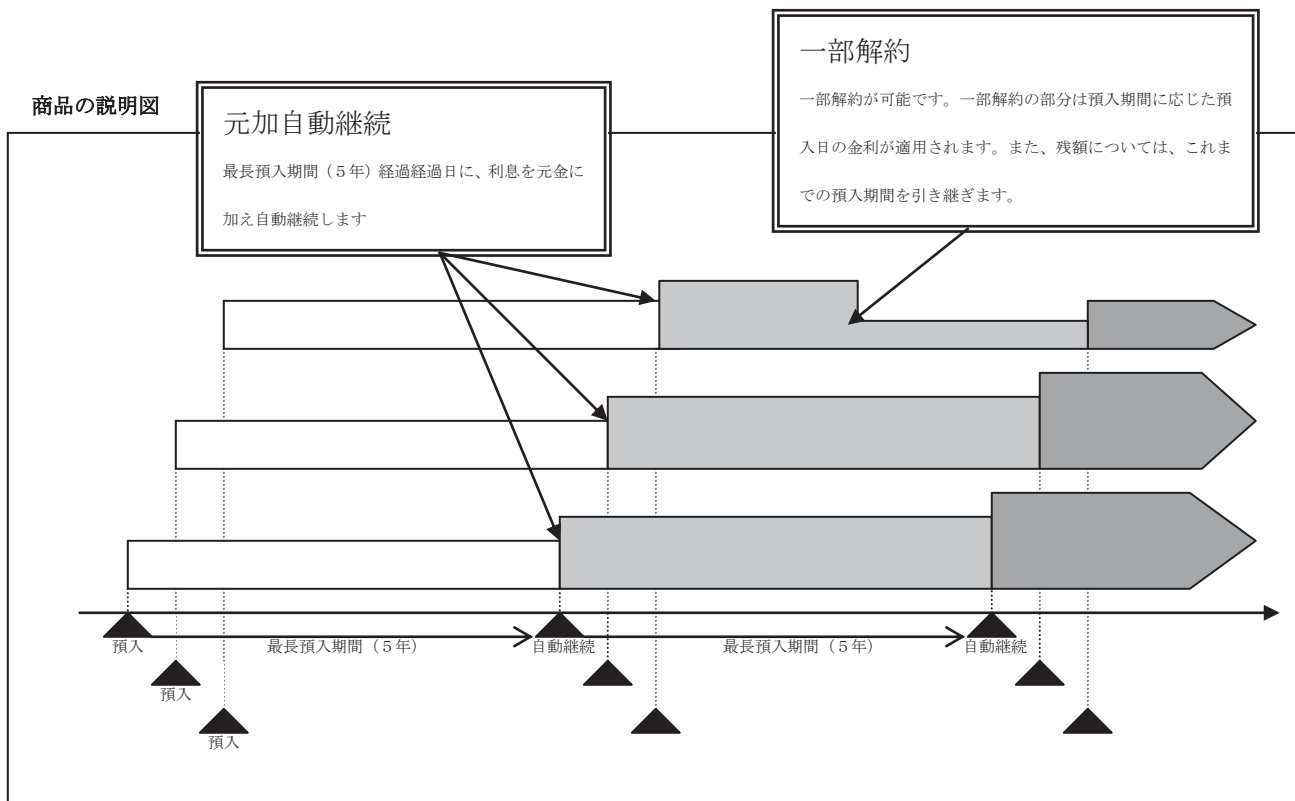
※1：決済用預金といいます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

※2：定期預金、貯蓄預金、通知預金等は保護の対象となりますが、外貨預金、譲渡性預金等は保護の対象とはなりません。

・なお、確定拠出年金の積立金の中で、同保険の対象となる預金等で運用されている場合は、その預金等の部分が保護の対象となり、その他の同保険対象の預金等と合算して、1金融機関につき預金者1人あたり元本1千万円までとその利息等が保護されることとなります。ただし、この場合は、その他の同保険対象の預金等が優先されます。

17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出がない限り、預入日から5年後の最長預入期間（5年）経過日に約定金利で計算した利息を元本に組入れて自動継続します。また、それ以前での解約（一部解約を含みます）であっても、預入期間に応じた預入日の適用金利により計算した利息と元本が支払われます。ただし、商品提供金融機関（福岡銀行）の破綻時においては、預金保険制度の保護範囲を超える元本とその利息については全額が払い戻されない場合があります。



■本資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者等の皆様に対して当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当商品を勧誘する目的で作成したものではありません。

■本資料に記載されている事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

■本商品は、預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護される、元本確保型の商品です。